

大和市都市公園条例の一部を改正する条例

大和市都市公園条例(昭和45年大和市条例第24号)の一部を次のように改正する。

第51条を第55条とする。

第50条中「第48条」を「第52条」に改め、同条を第54条とし、第49条を第53条とする。

第48条第1項第1号中「第2条第1項又は第3項」を「第6条第1項又は第3項」に改め、同項第2号中「第3条」を「第7条」に改め、同項第3号中「第13条第1項又は第2項」を「第17条第1項又は第2項」に改め、同条を第52条とする。

第47条中「第2条」を「第6条」に、「第20条」を「第24条」に改め、同条を第51条とし、第46条を第50条とし、第43条から第45条までを4条ずつ繰り下げる。

第42条第2項中「第37条第1項」を「第41条第1項」に改め、同条を第46条とし、第41条を第45条とし、第38条から第40条までを4条ずつ繰り下げる。

第37条第1項中「第35条第1項」を「第39条第1項」に改め、同項第1号中「第35条第2項」を「第39条第2項」に改め、同条を第41条とし、第36条を第40条とし、第33条から第35条までを4条ずつ繰り下げる。

第32条第2項中「第23条第1項」を「第27条第1項」に改め、同条を第36条とし、第31条を第35条とし、第28条から第30条までを4条ずつ繰り下げる。

第27条第1項中「第25条」を「第29条」に改め、同条第2項中「第23条第1項」を「第27条第1項」に改め、同条を第31条とする。

第26条中「第23条第2項」を「第27条第2項」に改め、同条を第30条とし、第25条を第29条とし、第24条を第28条とする。

第23条第2項中「第25条各号」を「第29条各号」に改め、同条を第27条とし、第22条を第26条とし、第2条から第21条までを4条ずつ繰り下げ、第1条の次に次の4条を加える。

(住民1人当たりの都市公園の敷地面積)

第2条 本市の都市計画区域内の都市公園の住民1人当たりの敷地面積の標準は、大和市緑の基本計画に定める目標値(6.9平方メートル)とする。

(都市公園の配置及び規模)

第3条 市長は、次に掲げる都市公園を設置するときは、それぞれの特質に応じて都市

公園の分布の均衡を図り、かつ、防火、避難等災害の防止に資するよう考慮するほか、規則で定めるところによりその配置及び規模を定めるものとする。

(1) 主として街区内に居住する者の利用に供することを目的とする都市公園

(2) 主として近隣に居住する者の利用に供することを目的とする都市公園

2 市長は、次に掲げる都市公園を設置するときは、容易に利用することができるよう配置し、それぞれの利用目的に応じて都市公園としての機能を十分発揮することができるようにその敷地面積を定めるものとする。

(1) 主として休息、観賞、散歩、遊戯、運動等総合的な利用に供することを目的とする都市公園

(2) 主として運動の用に供することを目的とする都市公園

(3) 1つの市町村の区域を越える広域の利用に供されることを目的とする都市公園で、休息、観賞、散歩、遊戯、運動等総合的な利用に供される都市公園

3 前2項に掲げる都市公園以外の都市公園を設置するときは、それぞれの設置目的に応じて都市公園としての機能を十分発揮できるように配置し、その面積を定めるものとする。

(公園施設の建築面積割合)

第4条 1つの都市公園に公園施設として設けられる建築物（建築基準法（昭和25年法律第201号）第2条第1号に規定する建築物をいう。）の建築面積の総計は、当該都市公園の敷地面積の100分の2を超えてはならない。ただし、規則で定める範囲内でこれを超えることができる。

(都市公園移動等円滑化基準)

第5条 高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律（平成18年法律第91号）第13条第1項に規定する特定公園施設は、高齢者、障がい者等の移動上及び利用上の利便性及び安全性の向上を図るものとしなければならない。

2 高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律第13条第1項に規定する都市公園移動等円滑化基準は、前項の規定に適合するよう規則で定める。

別表第1中「第5条」を「第9条、第25条」に改める。

別表第2中「第10条」を「第14条」に改め、同表中「第2条第1項各号」を「第6条第1項各号」に改める。

別表第3中「第38条」を「第42条」に改める。

附 則

この条例は、平成25年4月1日から施行する。

